

1930年代ベトナムにおける土地台帳関連史料の意義^(注1)

松 尾 信 之

1. はじめに

1－1. 幻の史料としての植民地期土地台帳

フランス植民地期のベトナム（19世紀後半から20世紀半ば）について、山地はともかく平地の大部分においては、近代的測量が行われ、それまでとは比較にならない精度の土地に関する情報を含んだ、土地台帳（cadastres）が作成されたことは、同時代の様々な記述から知られていた⁽²⁾。もしこの土地台帳を研究できれば、土地の利用・所有状況を具体的・詳細に明らかにしうると考えられてきた（本稿2－3）。

しかし筆者の知る限りでは、植民地期より後、最近まで（特にこの20年ほどの間、ベトナムの対外開放政策により、利用可能な文献資料が爆発的に増大したにもかかわらず）、この土地台帳の所在は不明で、研究も行われなかった⁽³⁾。この土地台帳とは、実際にどのような史料か、また具体的にいつ、どの地域に関して、土地台帳が作成されたのかも、明らかにされてこなかったように思われる⁽⁴⁾。

1－2. 土地台帳を含む関係史料の発見

トヨタ財団助成「フエ都城周辺村落の伝統民間文書保存収集プロジェクト」を、中心となっていた西村昌也氏（関西大学）が、同プロジェクトによるベトナム中部フエ付近の村落の調査において、1930年代の土地台帳関連史料を発見した。筆者は一昨年（2008年）末、このことを知らされ、その一部のコピーを送られ、事態が変わったことを認識した。

それ以後も同プロジェクトによるいくつかの村落の調査において、大量の関連史料が発掘され、筆者はそれらの提供を受けた（ほとんどは画像データ。一部は紙コピー）（西村氏が他の調査によって入手した北部のもの1点も送られた）。これらは上述の土地台帳とその関連史料であり、後述のとおり、それらを合わせて見ることで、同時代の土地台帳の運用方法をも知ることができる。

1－3. 本稿の目的、構成

筆者はこれら史料の発見者ではないし、（本稿4－2で述べるように）関西大学のグエン・ティ・ハー・ティン氏もこの土地台帳の一部を使った研究を始めている。また筆者は史料現物ではなく、画像データや紙コピーでしか見ておらず、この史料の紹介をするのは適切ではないとも考える。しかし上に述べたような、この土地台帳の史料的重要性に鑑み、これをできるだけ早く紹介することは大きな意義があると考え、西村氏、グエン・ティ・ハー・ティン氏の同意も得たので、本稿でその概略と、今後の研究の可能性・意義とについて述べたい。

本稿第2章では本史料の背景を、前近代から時代順に述べていきたい。第3章で本史料の形式と残存状況を紹介したい。第4章では本史料の形式面から分かる点と、今後の研究の方向

性とを考えたい。

2. 1930 年代土地台帳関連史料の背景

2-1. 地簿について

ベトナムの前近代から近代にかけて、地簿と呼ばれる土地関係書類が作成されたことは知られている。地簿とは、土地の各筆の位置、面積、用途、所有者などを記した公文書である。統治組織が行政村ごとに作成し、行政村と統治組織とに保管・使用された。

地簿がどの年代までさかのぼるのかは明らかではないが、現時点では、黎朝後期以降（17 世紀以降）のものの存在が確認されている⁽⁵⁾。阮朝期（19 世紀）のものまでは、使用言語は言うまでもなく漢文である。またこれまで地簿として紹介・研究されてきた史料の、年代的下限は、植民地化初期（19 世紀末）である。この時期のものには、漢文のものに加え、アルファベット（ベトナム語、フランス語）表記化されたものがある（本稿 2-3）。

2-2. 阮朝期（19 世紀）の漢文地簿

ベトナム全土の多数の地簿（漢文）が現存し、それらを史料に、阮朝初期の土地所有状況の研究が多数なされている（例えばフエ付近に関しては、[Nguyễn Đình Đầu 1997]）。

こうした漢文地簿のうち、ベトナム北部のものには、阮朝中期以降、植民地化当初までの時期の記述を含むものがある。その時期の記述を見ると、実際の土地所有者を把握しようという努力はなされていない。阮朝初期の地簿のものをそのまま引き継いだ、各行政村単位の土地の税制上の区分・面積のみが意味を持ったのであらうと考えられる。つまり阮朝中期以降、植民地化当初まで、各行政村が納税を請け負う際の、土地税額を定めるための根拠として、すなわち土地税台帳としてのみ、地簿は機能していたようである。なおベトナム中・南部に関しては、阮朝中期・後期の地簿の所在は明らかでなく、研究もほとんどなされていないが、恐らく同様の状況だったと考えられる。

2-3. フランス植民地時代（19 世紀後半から 20 世紀半ば）

2-3-1. フランスの土地政策の基本方針

フランスは法律面で、ベトナムの法・慣習も重視しながら、基本的方向性としてはフランス法に近づけようとしたとされる[高田 2003]。土地政策としては、土地税の徴収や近代的土地所有制度確立のため、所有権確定や測量・土地台帳作成が重視された[Nguyễn Đức Khả 2003: 205-225]⁽⁶⁾。

2-3-2. 植民地化当初（19 世紀末）の地簿

国家公文書センター II（Trung tâm lưu trữ quốc gia II）が、植民地化当初のベトナム南部の地簿を部分的に所蔵している。これらを史料とした研究（大野 [1997]、松尾 [2000]）によれば、阮朝期の漢文地簿の情報をもとに、アルファベット（ベトナム語、フランス語）表記化が図られ、また土地台帳化のために所有権確定事業が行われたが、阮朝期地簿が現実を反映していないことなどのため、実際はこの時期の地簿も、土地税台帳にとどまったと考えられる。

この時代のベトナム北部の地簿としては、既に本稿 2-2 で述べたように、阮朝初期の地簿

のものをそのまま引き継いだ漢文のものが存在し、これらは土地税台帳としてのみ、機能していたと考えられる。

要するにこの時期の地簿は、前代の名称・内容を引き継いだ、土地税台帳だったと考えられる。

2-3-3. 測量・土地台帳作成事業

注(2)、(4)で述べたように、その後、近代的測量・(土地に関する権利関係を記す)土地台帳(cadastre)作成事業が開始され、土地台帳が、かなりの地域において作成されたことは、同時代の様々な記述から知られていた。

さて植民地期の農業・農村や、その後の現代史における土地改革を、いかに評価すべきか、という観点から、植民地期の土地の利用・所有状況は、その後のベトナム農村史研究においても注目されてきた。これまでの研究で、所有・利用状況に関する省単位の数量データは研究されてきた。しかしより詳細・具体的なデータは発掘されず、研究の壁となっていた。

こうした壁を突破するために、この時期の土地台帳の公開・研究が期待されてきた。土地台帳には「どの地片(筆)が、誰によって所有され、どのように利用されていたか。」が記されているはずであり、土地の所有・利用に関する研究が一挙に詳細な具体性を獲得できると考えられていたのである。

このように関連分野の研究者にとって、「どこかにあるだろう、ぜひとも研究したい、でも恐らく見られないのでは」と複雑な心境で見られていた史料が、西村氏を中心とした同プロジェクトによって発見・公開されたのである。

3. 当該史料の紹介

3-1. 5種類それぞれの紹介

筆者が西村氏より提供を受けた画像からすると、土地台帳関係史料の傷みはかなり激しい。紙自体がかなり劣化して、破れていたり、端が欠けていたりするページが多い。複数の文書が(しばしば表紙もなく連続して)1冊に綴じられていると判断できる場合もある。また綴じる際に他文書の表紙がつけられた、と考えられる場合など、乱丁と思えるケースもしばしばである。

このように錯綜した状況の史料を、筆者なりに整理すると、大きく以下の5種に分類できると考えている。

- (a) 地簿 địa bộ (+境界画定記録 procès verbal de délimitation et de bornage)
- (b) 地籍図 (1/2000)
- (c) 田主簿 điền chủ bộ
- (d) 財主権利簿 sổ quyền lợi tài chủ
- (e) 地簿摘録 địa bộ trích lục (多筆用、一筆用)

これらの史料は行政村落ごとに(地簿摘録は地片ごとに)作成されているが、3-2で述べるように、史料が発見された各村落の中で、これら5種の史料の全てが収集された村落はなく、各村落ではその一部しか発見されていない。既に失われたのであろう。

なおいずれの種類も、用紙は洋紙であり、両面にフォーマットが印刷され、空欄に記入する

ようになっている。ただし地籍図は片面のみに印刷、記入がある。現在、しばしばいくつもの種類の史料が、しかもしばしば乱丁状態で、冊子に綴じられているので、もともとそれぞれの史料が綴じられていたか否かは推定するしかない。筆者は地簿、田主簿、財主権利簿は、綴じられていたと考えている。そのサイズは各ページがほぼA4大である。境界画定記録、地籍図、地簿摘録はA3大の用紙1枚で、綴じられていなかったと筆者は考える。使用言語はほとんどの場合、クオックグー（ローマ字表記ベトナム語）と漢字とが併用されている。以下の紹介では、異なる言語が用いられている場合のみ、特記する。

収集地域は、北部の史料1点（キムクエン社の「土地所有者名簿」）を除き、すべてベトナム中部フエ近郊の村落である。内容的にも、当該村落の土地に関する書類である。

年代的には、不記入のもの、判読不能なものも多いが、フエ近郊のもので、年代判読可能なものはすべて、1935、1936年との記載がある。この時期にフエ近郊の地簿作成事業が完成し、一連の史料が作成されたと考えられる。ベトナム北部、キムクエン社の「土地所有者名簿」については、年代の記載が無いが、西村氏によれば、地籍図（筆者未見）に1940年と記されているそうであるから、土地所有者名簿もこの時期に作成されたものであろう。

これら5種の史料のうち、土地台帳（地簿）以外の種類は、従来の研究ではほとんど知られていなかった⁽⁷⁾。また既収集史料は、いずれも村落に残存した史料で、作成後、行政村落もしくは村人によって保管・使用された書類と考えられる。すなわち当時の統治組織末端と現地社会との間で、土地に関する事務がどのように行われたかを知りうる（本稿4-1）という意味でも、これらは貴重な史料である。

以下、それぞれの種類別に、簡単に紹介したい。既に述べたように、ほとんどがベトナム中部フエ近郊の村落のものであり、ここでの記述はそれらに基づく。北部のキムクエン社の「土地所有者名簿」は、フエ近郊における「田主簿」に相当するので、「田主簿」を紹介する部分の末尾で、両者の異同を指摘する。

(a) 地簿（+境界画定記録）

表紙にはタイトル「地簿」や根拠となる法令名（1930年4月25日付および1931年5月29日付のアンナン理事長官⁽⁸⁾布令（arrêté））などが印刷されている。その空欄に、対象村落名、作成日付、またトゥアティエン府⁽⁹⁾の理事・府尹⁽¹⁰⁾とアンナン理事長官のサイン・公印が記されている。

史料本体は1ページにつき土地片一筆の情報を記入するようになっている。当然、地片数が多い行政村は、「地簿」のページ数も多くなる。ページ数により、1行政村あたり1冊から数冊に綴じられている。各ページは上下2部分に別れている。

上の部分には、当該地片に関して、その付近の村落内地名（小字に相当）、用途（土項形勢）、地片番号、位置、面積、税制上の土地等級（何項税）、所有者名、所有権の根拠、香火田⁽¹¹⁾（であるかないか）などの記入欄が設けられている。

下の部分には、所有権移転があった場合の、新所有者の氏名、番号、売買価格、移転年月日の記入欄がある。この欄には注記が印刷してあり、所有権移転を届け出れば、地政官⁽¹²⁾は日付とサインをすべし、とある。松尾が手元の地簿を見た限り、ほとんどの地片にかんしては、下の部分は記入されていないが、一部の地片に関しては記入がある。この「地簿」への記入が、どの程度、実際の土地所有状況、所有権移転状況を反映していたかは、今後の研究の課題とな

ろうが、少数なりと言えど所有権移転の記述があるということは、この「地簿」が（少なくとも部分的には）土地台帳として機能していたことを示すと考えられる。

こうした書類形式・内容から、この地簿がフランス語文献にみえる“cadastres”であると考えられる⁽¹³⁾。後にふれる、一筆用地簿摘録に書かれている「(根拠となる)法令の要約」によれば、地簿は写し1部が行政村落で保管・使用されることとされているから、今回、村落において発見されたものは、その写しの方であろう。

境界画定記録 *procès verbal de délimitation et de bornage* (PB)

この土地台帳（地簿）の付属文書、と考えられるのが、境界画定記録である。収集史料において、常に地簿が伴っており、地簿に挿まれて保管されたと考えられる。地名・人名がクオックグーで記されているが、それ以外は基本的にフランス語が用いられている。A3 大の用紙の両面に印刷・記入がある。また用紙は2つ折りにされ、両面ともに折り目に沿って左右の2ページに分かれている。おもて面（タイトルが書いてある面）の左半分のページには、印刷された文面の空欄に書き込む形で、行政村落の境界画定・標石設置の作業の経緯（作業の年月日、参加者、対象村落名、手順など）が記され、下部には作業に立ち合った当該村落と周辺村落との里長（村長）の公印が付されている。

おもて面の右側は地図であり、当該村落の輪郭、隣接村落名、標石の位置・番号が記入されている。

裏面は「標石設置の略図 (*croquis d'emplacement des bornes*)」と題され、文字通り、通し番号を打たれた各標石ごとの詳細地図（それぞれの位置を示す）が、左右2ページにわたって配置されている。

この境界画定記録は、行政村落毎に地簿を作成する前提として、各行政村落の地理的境界を画定する作業の記録・証明として作成された文書であろう。

(b) 地籍図 (1/2000)

A3 用紙片面に描かれた行政村落の地図である。筆者が見た範囲では、通常、村落全体は大きすぎて一枚には書ききれず、一村落分は数枚からなっている。そこには周囲との境界や、村落内地名や、各土地片の境界と地片番号（通し番号が付されている）などが記されている。

(c) 田主簿 *điền chủ bộ*

表紙にはタイトル「田主簿」などのフォーマットが印刷され、その空欄に、対象村落名が記入されている。

本体は見開き2ページが、上から6つの部分に分割され、それぞれの部分につき、土地所有者1人分（の全ての土地片）の情報が記入されるようなフォーマットが印刷されている。それぞれの部分の左端は、各人の（本史料における）通し番号、氏名、職業、住所を記入する欄である。そこから右は多数の縦列に分割され、それぞれの列につき、所有者がもつ土地片一筆分の情報が書き込まれるようになっている。それぞれの列には地片番号、面積、それに「典売⁽¹⁴⁾簿における番号」を記入する欄が設けられている。この「典売簿」は、後に見る「財主権利簿」と考えられる。

後にふれる、一筆用地簿摘録に書かれている「(根拠となる)法令の要約」によれば、田主

簿は地政官により作成されることとされている。後に述べるように、正本が地政官のもとに置かれ、写しが村落で保管されたのであろう。

村落に現存する田主簿は、当時、行政村落において使用されたと考えられる。行政村落において、地簿などを補完し、土地税徴収などの便宜に利用される、名寄帳として機能していたのであろう。

キムクァン社の史料：土地所有者名簿

本稿で紹介する、唯一のベトナム北部の史料であるキムクァン社の史料は、この田主簿に相当すると考えられる。ただ形式的には若干異なっているので、異同についてふれておきたい⁽¹⁵⁾。

まず使用言語の面で、あらかじめ印刷してあるフォーマットは、フランス語が主で、同じ内容のクオックグーが下に添えられている箇所もある。書き込まれている文字については、地名、人名は漢字、クオックグーが用いられ、数字については、アラビア数字が用いられている。このように、ベトナム中部と比較してフランス語重視、漢字軽視されている理由は、ベトナム中部は比較的、阮朝の統治組織が維持されていたのに対し、ベトナム北部では、フランス側統治組織の統制がより強力だったためと考えられる。

表紙の形式は、「田主簿」とほぼ同じであるが、タイトルは *registre des propriétaires*（仏語）および *danh sách các chủ đất*（クオックグー）と印刷されている。

本体については、内容的には「田主簿」より簡略化されている。各ページが上から6つの部分に分割され、それぞれの部分につき、土地所有者1人分（の全ての土地片）の情報が記入されるようになっている。それぞれの部分は左右2つの欄に分割されている。左の欄には、各人の姓名のみが記入されている。右の欄には、その所有する土地片の地片番号および、所有土地片の総面積とが記入されている。すなわち「田主簿」にみえる「典売簿」に関する欄は設けられていない。「典売簿」すなわち本稿における「財主権利簿」に相当する史料はベトナム北部では発見されていないから、それらがベトナム北部で作成されたのか否か、また典売が行われた場合は、地簿関連史料上でどのように処理されたかは不明である。

また末尾に行政村落の掌簿⁽¹⁶⁾のサイン・官印と、手書きで「本帳簿を、地政簿 (*sổ địa chính*) に従い作成した。もし誤りがあれば、——（単語1つが判読不能）を受けます。」と書かれているのは興味深い。この「地政簿」とは、地政官が作成・保管した「土地所有者名簿」の正本であろう。そしてこれを各村落の掌簿が筆写した、ということであろう。本稿の主対象であるフエ近郊の田主簿の場合も、同様の作成過程を想定できるだろう。

本史料の最も興味深い点はやはり、「田主簿」との相違であり、ベトナム北・中部の公文書・統治制度の相違を示している。

(d) 財主権利簿 *sổ quyền lợi tài chủ*

表紙は「地簿」と同じ形式である。すなわちタイトル「財主権利簿」や根拠となる法令名（1930年4月25日付および1931年5月29日付のアンナン理事長官布令）などが印刷されている。その上に、対象村落名、作成日付、またトゥアティエン府の理事・府尹とアンナン理事長官のサイン・公印が記されている。

本体は1ページが上下2つの部分に分割され、それぞれの部分につき、典売1件の情報が記入されるようになっている。各部分はさらに左右2つの部分に分割され、左の部分には典売契

約について、右の部分には契約終了について、記入するようになっている。すなわち左の部分には典売対象となっている土地の地片番号、売却者、購入者、売却価格、契約日、契約期間の欄が設けられている。右の部分には、(最終的) 売買ないし買い戻しの日付と、省堂での処理日との欄が設けられている。なお筆者がざっと見た範囲でも、財主権利簿上に記された典売契約の例はある、すなわち典売契約(の一部?)は、実際に本史料に記載されている。

以上から、田主簿にみえる「典売簿」は、この財主権利簿を指すのであろう。また典売が、通常の所有権移転とは異なる手続きで、統治組織において処理されていたことが分かる。こうした特別扱いが必要なほど、典売の頻度がかなり一般的だったのであろうと考えられるし、また4-1で述べるように、典売に関する当時の独特の法制・観念を示している。

(e) 地簿摘録 địa bộ trích lục (多筆用、一筆用)

地簿摘録は、土地所有者に対し、各地片の所有の証明書として交付された書類と考えられる。筆者が見たものの中では、形式的に2種類(複数の地片を対象とした多筆用と、1地片を対象とした一筆用と)に分けられる。

多筆用

後に述べるように、フエ近郊村落は村落共有地が多いことで知られている。各行政村落の共有地は数多くの地片からなっているようであり、多筆用地簿摘録は、それら複数地片をまとめて1枚に記載するためのものである。

境界画定記録と同様、A3大の用紙の両面に印刷・記入がある。用紙は2つ折りにされ、おもて面は折り目に沿って左右の2ページに分かれている。

おもて面の右半分のパージは表紙であろう。その上部4分の1はタイトル欄であり、タイトル「地簿摘録」などを含むフォーマットが印刷されている。その印刷された文面の空欄に書き込む形で、「何年月日作成の地簿正本(địa bộ chánh)の一部を写した本史料は、当該村落に交付され、以下に列記する土地が当該村落の所有地であることを証明する」との意味の文面が完成される。

同ページ下部4分の3は村落共有地の一覧である。大きく4つの縦列に分割され、それぞれの列は細く行に分割されている。各1行につき、土地片一筆分の情報が書き込まれるようになっている。それぞれの地片に関しては、地片番号、面積、用途(属何項土)が記入されている。

同ページ最下部には注が付されており、左側には「記載を変更しないこと」など、右側には「記載変更に関しては、理事ないし代行者のみ、その権限がある」とある。

またおもて面の左半分のパージは、村落共有地の一覧の続きで、記載項目は右半分と同じである。その最下部には、作成日付、またトゥアティエン府の理事・府尹と地政官のサイン・公印が書き込まれている。

裏面は「地図摘録本」と題され、地籍図と同様の地図が描かれている。

一筆用

A3大の用紙の両面に印刷・記入がある。用紙は2つ折りにされ、両面ともに左右の2ページに分かれている。

おもて面の右半分のページは表紙であろう。その上部4分の1はタイトル欄であり、タイトル「地簿摘録」などを含むフォーマットが印刷されている。その空欄に書き込みがされて、地片の所在村落名、所有者の氏名・居住村落名・田主簿における番号、が示されている。

同ページ下部4分の3は、本史料の対象である1つの地片に関する情報である。その最上部には当該地片の付近の村落内地名・番号、用途（土項形勢）、位置、面積、税制上の土地等級（何項税）、の記入欄が設けられている。その下部は「地図抄本」と題され、当該地片部分のみであるが、また地籍図と同様の地図が描かれている。地図の右端には注記があり、「本史料の記載変更の必要がある場合、地政官のみが変更の権利がある」との意が記されている。また地図の最左下隅には「地簿正本（bản địa bộ cái）と合致していることを証明する」との文章の下に、地政官のサイン・公印、交付日が付されている。

同ページ左半分のページは、「（根拠となる）法令の要約」と題されている。その内容は、本稿が紹介する各史料がどのように運用されたのかを示しているので、ここで簡単に記しておきたい。

「地簿成立後、地簿正本（địa bộ chính）に従い、地政官が各所有者に地簿摘録を交付する。記載内容変更の際は、新所有者が地政官に届出し、地政官が地簿正本（địa bộ chính）、地簿摘録に記入する。その後、行政村落と布政使⁽¹⁷⁾とが保管する地簿（写しであろう）に記載変更指示を出す。地政官は各村落の土地所有者の帳簿（một quyển sổ tên các điền-chủ từng làng）を作成し、各人が所有する地片全てを記入する。」とある。

引用文末尾付近の「土地所有者の帳簿」とは、田主簿を指すのであろう。キムクアン社の所有者名簿を紹介した部分で想定したように、地政官のもとに田主簿正本が置かれたことを意味するのであろう。

以上、地簿摘録は日本の地券と同様の、各地片の所有の証明書として交付された書類と考えられる。本史料においては、多数地片の共有田を持つ行政村落の存在を反映し、「多筆用」という書類形式が存在すること、また「法令の要約」に見える土地関係書類の運用方法、が興味深い。

3－2. 村落別・史料種別の収集状況

表1：地域別収集史料の一覧（注1）

地域名	史料種別						
	地簿	境界画定記録	地籍図	田主簿（類）	財主権利簿	地簿摘録（多筆用）	地簿摘録（一筆用）
デアリン社	○	○		○		○	○
ハータイン社			○				○
アンタイン総の3社							○
タインフォック社	○	○					○
チエウソンドン社	○	○			○		○
ヴァンスアン社			○			○	○
キムクアン社			○ (2)	○			

注(1) 本表において「○」印が付されていても、その種類の史料が、当該村落全体の分、全て揃っている、と言う訳ではなく、筆者も調べ切れていないが、揃っていない場合の方が多そうである。

(2) 筆者は未見。西村氏のご教示。

表 1 における村落名の、史料上と現在との、所属する行政単位は以下（ベトナム北部キムクアン社以外の村落はすべて、史料上はトゥアティエン府に、現代はトゥアティエンフエ省に、所属する。）。

ディアリン社 :Hương Trà 県 Phú Xuân 総 Địa Linh 社。現在の Hương Trà 県 Hương Vinh 社内
 ハーティン社 :Phú Vang 県 Kế Mỹ 総 Hà Thanh 社。現在の Phú Vang 県 Vinh Thanh 社内
 アンティン総の 3 社 :Quảng Điền 県 An Thành 総の Kim Đồi、Hui Ngan、Thành Trung の 3 社。
 いずれも現在の Quảng Điền 県 Quảng Thành 社内
 タインフォック社 :Hương Trà 県 Vĩnh Trị 総 Thanh Phước 社。現在の Hương Trà 県 Hương
 Thương 社内
 チェウソンドン社 :Hương Trà 県 Vĩnh Trị 総 Triều Sơn Đông 社。現在の Hương Trà 県 Hương Vinh 社
 ヴァンスアン社 :Hương Trà 県 An Ninh 総 Vạn Xuân 社。現在のフエ市内
 キムクアン社 :Bắc Ninh 省 Gia Lâm 県 Đông Dư 総 Kim Quan 社。現在のハノイ市 Gia Lam 県
 Kim Lan 社

これら史料の残存状況は、決して網羅的ではない。そもそもフエ周辺の全ての村落でこの種の史料が発掘された訳ではない。表 1 に見られるように、発掘された村落においても、一村落で全ての種類の史料が収集された訳ではない。また表 1 の注(1)においても述べているように、1 つの村落において、ある種類の史料が発見されたからといって、当該村落分の当該種類の史料の（存在したはずの）全てが存在する訳では決していない。筆者が現時点までで見ることができた範囲で言えば、むしろ本来存在したはずの内の、ごく一部のみしか残されていないようである。特に地簿摘録は、本来、各所有者が保管したはずであるから、それらが一村落分、まとめて現存していることは、ほとんど考えられない。他の種類に関しては、行政村落単位で使用・保管されたものであろうから、本来は村落全体のものが存在したのと考えられる。現時点では筆者もまだ全て確認したわけではないが、各種類が存在する場合も、本来の一部のみ、すなわち村落全体の一部分のものしか残っていないようである。

4. 当該史料の研究の可能性

4-1. 想定される土地関係書類の運用方法

4-2 でも述べるように、これらの史料が網羅的に存在すれば、今後の研究には、大きな可能性が存在するが、既収集分だけでは、既に述べたように網羅性に欠けている。と同時に、これだけでも量的に膨大で、筆者もまだ内容を整理し終えた訳でもない。このように分析に限界があり、現時点では筆者にできるのは、これらの土地関係史料の運用方法復元に留まる。ここですまずその点を述べておきたい。

地政官を中心とした省レベルで、地簿・地籍図・田主簿・地簿摘録、の正本が作成され、地政官のもで保管・使用された。地簿・地籍図・田主簿、の写しと、財主権利簿が各行政村落で保管・使用された。布政使のもとでどの種の史料が保管・使用されたかについては、手がかりがほとんど無いが、少なくとも地簿の写しは保管・使用された。地簿摘録は各所有者に交付された。

所有権移転など、記載内容変更の際には、地政官に届出し、地政官が地簿・地簿摘録・田主簿の正本の記載を変更する。その変更によって、行政村落と布政使とが保管する地簿・田主簿の写しの記載が変更される。

ただし典売は、こうした所有権移転の手続きとは異なる方法が取られた。典売契約時には、村落において「財主権利簿」に記入されたようである。田主簿においては、所有権が移転したとは記されず、「財主権利簿」に記入されたことが注記されるに留まったようである。そして契約終了時に買い戻しが行われなかった場合に、所有権移転とみなされ、地政官に届け出られ、田主簿などに記載されたのであろう。通常、典売は、「買い戻し契約付き売買」と邦訳される。しかし上記の手続きからは、契約時には売買（所有権移転）とはみなされなかったようである。典売に関する、当時の法制、観念を示していて、興味深い。

4-2. 今後の研究

4-2-1. 阮朝初期の地簿との比較

阮朝期地簿について、その記述がどの程度正確なのか、これまではほとんど検証されてこなかった。その大きな原因は、約 200 年間にわたる現代の地図上に、阮朝地簿が示す状況を復元することへの、さまざまな障害（そもそも阮朝地簿は地図を伴っていない。また現在までの地形の改変。当時の村落内地名が現代に比定不可能なことなど。）がある。

しかし植民地期のフエ近郊は、阮朝期から大きな地形的改変を受けていない可能性が高い。植民地期には、かつての村落内地名が残っていた可能性もある。また植民地期地簿の測定の精度は、現代の地籍図と対照可能なほど高いという（2010 年 7 月 11 日の関西大学におけるグエン・ティ・ハー・タイン氏の発表）。とすれば、阮朝地簿と比較することで、それがどこまで正確か、検討しうる可能性がある。それによつては、土地の利用・所有状況の、阮朝初期から百数十年の間の変化を追える可能性もある。

ただしグエン・ティン・ダウが（当時の国家公文書センターⅡの所蔵地簿を調査した結果）、「（阮朝期）地簿が失われた村落」としてリストアップしている [Nguyễn Đình Đầu 1997:158 - 162] 中に、上記の植民地期地簿関連史料が発見された村落のほとんどが入っている。従つて少なくとも現在の収集状況では困難であり、今後の史料収集の進展を待つしかない。

4-2-2. 植民地期の土地の利用状況・所有状況・所有権移転の実態の解明

地籍図と、多筆用地簿摘録との地図には、村落内の土地片の位置、番号が記されている。地簿には、各地片の面積、所有者、利用状況などが記され、田主簿には、各地片の面積、所有者が記されている。よつて 1 村落において、どちらかの地図と、地簿があれば、植民地期の土地所有・利用状況を、また田主簿があれば、土地所有状況を、地図上に、各土地片レベルで復元しえる。実際、グエン・ティ・ハー・タイン氏はディアリン社に関して、こうした研究をすすめている。ただ既に見たような、現在の史料収集状況では、こうした史料セットがそろっているのはディア・リン社のみである。

またフエ近郊は、村落共有田が過半を占める地域だった [Nguyễn Đình Đầu 1997:111 - 115] から、土地の利用・所有状況の意義については、留意が必要であろう。

地簿、田主簿、地簿摘録、財主権利簿に書き込まれた、土地の所有権移転・典売の記録から、土地取引の状況や価格なども知りうる。ただこうした記入は、地簿作成時点から、1940 年代

までのものに限られるので、比較的短期の状況しか知りえない。

4-2-3. 後代の土地台帳との比較

ディアリン村においては、共和国期の土地台帳も収集されている。また現代の土地利用状況は、ほとんどの村落において調査可能と思われる。それらと比較すれば、現在までの土地の利用・所有状況の変化を、数十年間隔で、把握しうる(2010年7月11日のグエン・ティ・ハー・ティン氏の発表)。ただし既にみたように、植民地期の土地利用・所有状況の復元が大前提となる。

5. まとめ

植民地期地簿関連史料は、まさに収集・研究が望まれてきた史料である。今後の研究の大きな進展が期待される。しかし現時点で発見されているもののほとんどはフエ周辺村落において収集されたものであり、その分析の際には、フエ周辺という地域性への配慮⁽¹⁸⁾が必要だと思われる。また現状では、いくつかの村落のみにおいて発見され、しかも各村落のものも(存在していたはずのものの中の)ごく一部が現存しているに過ぎない。網羅性に欠け、分析にも限界がある。

なお本稿で紹介した5種の史料のうち、地簿摘録以外のものは、同時代においては、省の全村落のものが、地政官および布政使に、まとまって保管されていたはずである。もしそれがどこかに継承されていて、今後、発見・利用可能となれば、研究状況を大きく変えると思われる。いずれにせよ、村落レベルであれ、統治組織レベルであれ、今後の収集作業の進展が大いに望まれる。

注

- (1) 本稿はトヨタ財団助成「フエ都城周辺村落の伝統民間文書保存収集プロジェクト」による研究成果の一部である。また本稿の内容は、同プロジェクトの学術フォーラム「ベトナム・フエ研究最前線」(関西大学。2010年7月10、11日)において筆者が「1930年代地簿史料の位置づけ」として発表した内容に、大幅に構成を変え、情報も付け加えたものである。当日、貴重なご意見をいただいた方々に感謝申し上げます。
- (2) 植民地期農村に関する代表的な報告・研究である、アンリ、ヴ・ヴァン・ヒエンなどの著作からは、ベトナム北部において、1920-30年代にかけて、測量・土地台帳作成事業が進行中であったことがうかがえる。またグルーの著作(1936)からは、北部のデルタにおいて、土地台帳がほぼ完成していたことがうかがえる。
- (3) 少なくとも外国人研究者にとっては、事実上、この土地台帳の発見、研究はあきらめられていたと言ってよい。なぜなら土地改革や現代の土地使用権交付など、ベトナムの現体制にとって、微妙な問題に、この時期の土地台帳は関わるからである。植民地期の担当部署から土地台帳を受け継いだ、現地の公文書館や行政機関が、現在でも大量に所蔵している可能性はあるが、筆者が知る限り、少なくとも現時点まで、公開・研究発表はなされていないようである。また近年における、農村、都市での実地調査で、この時期の土地台帳が発見された、という話も、筆者は聞いたことがなかった。公的機関におけるのと同様の理由で、残っていないか、閲覧を許されないと考えていた。ただ筆者自身のこれまでの実地調査においても、まさかこの種の史料があるとは、閲覧できるとは、思っていなかったため、現地で土地台帳についてはほとんど尋ねたことがなかったことも事実である。他の調査者も同様だとしたら、これまでもその気になれば見つかった可能性もある。
- (4) 植民地期における土地台帳の形式・内容や、地理的にどの範囲まで作成されたか、などについては、筆者の見限り、(2)に述べたような簡単な記述を超える情報は、統治組織に関する同時代の代表的な概説書([Galembert 1924], [Jean 1939]など)はもちろん、土地政策・土地台帳作成事業の公的報告書や研究書([Boudillon 1924], [Rény 1931], [Aquadone n.d.]など)、さらにはこの時代の土地政策史に関する現代の研究

- 書 ([Deroche 2004] など) から、得られなかった。ただし Nguyễn Đức Khả は、「ベトナム南部の西部・南部においては、1930年までに、ほぼ全ての場所で、(測量事業の結果としての)各筆地図の作成事業が行われた。」[Nguyễn Đức Khả 2003: 214]、「ベトナム北部の測量、土地所有権確定・登記事業は、1939年までに基本的に完成した。」[Nguyễn Đức Khả 2003: 220]と述べている。ただし典拠は不明。この記述が正しいとすれば、土地台帳が完成するか否かで第2次大戦以降の混乱期に入り、調査・研究の対象となる間もなかったため、同時代(の少なくとも刊行)資料に情報が記されていないとも考えられる。
- (5) たとえば同プロジェクトにより、フエ近郊村落で17世紀の地簿が収集されているそうである(大阪大学の上田晋也氏のご教示)。
- (6) 岡田[2010: 15]によると、1933年における仏領インドシナ(現在のベトナム、カンボジア、ラオス)における現地人上級管理職の分野別人数として、医師、行政事務官、に次いで地籍調査官が多かったという。
- (7) [Nguyễn Đức Khả 2003]などに、各所有者に所有証明書が交付されたことは書かれている。またフランスの直轄支配下に置かれたハノイ市の所有証明書、登記登録済み証明書のフォーマットが、[Aqarone n.d.]に付録として付されている。
- (8) フランス領インドシナは5つ(ベトナムの北部・中部・南部、カンボジア、ラオス)に分割され、それぞれで適用法規は異なった。ベトナム中部はアンナンと呼ばれ、統治機構のフランス側のトップは、アンナン理事長官(Résident Supérieur d'Annam)であった。
- (9) アンナン内部は、統治組織上の地理的単位として、省(およびトゥアティエン府)に分割されていた。基本的には阮朝期のものを引き継いでいる。
- (10) フエ周辺を含む、省レベルの行政単位がトゥアティエン府。そのフランス側のトップは理事(Résident)、ベトナムの阮朝側のトップが府伊。
- (11) 香火田は、収益を祖先祭祀に充てるための土地で、男子に相続され、それ以外の所有権移動が禁止された。
- (12) 「地政官」は、省レベルにおける、土地台帳関連業務の責任者。
- (13) この時期の土地台帳(cadastre)に「地簿」というタイトルが付けられていることさえ、(少なくとも外国人)研究者は知らなかった。
- (14) 「典売」とは買い戻し条件付き売買と通常、訳される。植民地期までのベトナムでは、土地担保融資の形式ではなく、「典売」が広く行われていた。ただし本稿4-1で述べるように、契約時にただちに売買(所有権移転)、とはみなされなかったようである。
- (15) 注(8)に述べたように、フランス領インドシナは5つ(ベトナムの北部・中部・南部、カンボジア、ラオス)に分割され、それぞれで適用法規は異なった。当然、土地政策も同一ではない。文書形式の違いもそうした状況の反映であろう。
- (16) 「掌簿」とは、植民地期に各行政村落内で選任された、行政村落の記録・書類担当者。
- (17) 布政使は、阮朝側の省レベルの行政のトップ。
- (18) そもそもなぜフエ近郊村落においてのみこれら資料が保存? 発掘? されたのだろうか? 土地改革の時期・あり方? 村落共有田が過半を占める地域だったから、残しておいても支障が無かった?

文献目録

- Aqarone, Pierre. n.d. (1936, 1937 頃?). Les sûretés immobilières en Indochine. Paris : Les éditions Domat-Montchrestien.
- Boudillon, A. . 1927. La réforme du régime de la propriété foncière en Indochine. Hanoi : Imprimerie d'extrême-orient.
- Deroche, Alexandre. 2004. France colonial et droit de propriété. Paris : L'Harmattan.
- Galembert, J. de. 1924. Les administrations et les services publics indochinois. Hanoi : Imprimerie Mac-Dinh-Tu.
- Jean, M.-L. 1939. Législation coloniale générale & régime législatif, administratif et judiciaire de l'Indochine. Vinh : Imprimerie du Nord-Annam.
- 松尾信之 2000 「土地税台帳から見た植民地期土地政策」『ベトナムの社会と文化』 2、280-290。
- Nguyễn Đình Đầu. 1997. Nghiên cứu địa bạ triều Nguyễn : Thừa Thiên. TPHCM : NXB Thành phố Hồ Chí Minh.
- Nguyễn Đức Khả. 2003. Lịch sử quản lý đất đai. Hà Nội : NXB Đại Học Quốc Gia Hà Nội.
- 岡田友和 2010 「フランス植民地帝国における現地人官吏制度」『史学雑誌』119-6、1-34。
- 大野美紀子 1997 「フランス軍政期ベトナム南部における村落史料」『立命館東洋史学』 20、1-9。
- Rény, E. 1931. Monographie générale du cadastre en Indochine. Montreuil-Sous-Bois : Imprimerie de la Seine.
- 高田洋子 2003 「法と植民地主義」『敬愛大学国際研究』 12、1-22。